小規模事業者経営改善資金（マル経）融資制度

池田町商工会の審査・推薦により無担保、無保証人で日本政策金融公庫から貸し出される国の融資制度です

マル経融資制度

無　担　保
無保証人

保証料が発生しません　**保証人が不要です**　**保証協会の保証枠は使いません**

マ ル 経 融 資 制 度	
融　資　額	10万円～2,000万円（※1）
ご返済期間	運転資金・設備資金 10年以内　＜うち2年以内の据置可＞
利　　率 （※2）	年1.90％（令和7年8月1日現在）
対　　象	●常時使用する従業員が20人以下（宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方 ●池田町商工会の経営指導を原則6カ月以上受けている方 ●所得税、法人税、事業税、市県民税などの税金を完納している方 ●最近1年以上池田町内で事業を営んでいる方 ●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方

※1）1,500 万円を超える融資を受ける場合には、申込時に「利用にあたっての事業計画書」を作成していただきます。
※2）融資利率は金融情勢により変わることがあります。詳しくはお問合せください。
※審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

運転資金から設備資金まで融資の利用用途はいろいろ（一例）

従業員の給与や売掛金・手形決済資金材料の仕入資金など

チラシ制作・配布やホームページの開設の広告宣伝費など

営業車両の購入

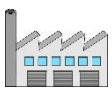

工場の増設や店舗の改装資金、新たに導入する設備の購入など

資 金 用 途

運転資金

または

設備資金

お申込みからご融資までの流れ

池田町商工会へ申込み

↓

池田町商工会が調査・審査のうえ推薦

↓

日本政策金融公庫が審査、融資決定

お申込みから融資までは１か月程度かかります

■お申込み・お問合せ先　池田町商工会　TEL（0585）45-8000　FAX（0585）45-8186